

毎週火、金曜日発行（但休日^レに当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇公告 理容師試験及び美容師試験の実施
職業訓練法による二級技能検定試験の実施

公告

理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）
第五条第一項及び第二項並びに美容師法施行令（昭和三十
二年政令第二百七十七号）第二条第一項及び第二項の
規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり実施
する。

昭和三十四年十月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗
一 日時及び場所

1 学科試験

日時 昭和三十四年十一月十日 午前八時三十分か
ら午後五時まで

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 実地試験

日時 昭和三十四年十一月二十日 午前八時三十分
から午後五時まで

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

二 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七
条に規定する者で理容師法（昭和二十二年法律第二百
三十四号）第二条第一項又は美容師法（昭和三十三年
法律第六十三号）第四条第二項の規定に基く厚生大
臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設で理
容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）
第九条又は美容師法施行規則（昭和三十二年厚生省令
第四十三号）第八条に定める期間以上理容師又は美容
師となるに必要な知識及び技能を習得した後一年以上

の実地習練を経た者（実地習練については、指定養成施設を終了した後、実地習練開始届を所轄の保健所に提出後学科試験の前日までに一年以上の期間を経過し、その間祝日及び休日を除き二百八十日以上の実地習練を実施していなければならない。）

三 受験手続

- 1 受験願書（別記様式）に鳥取県収入証紙五百円をはりつけ、次の書類を添え昭和三十四年十月三十一日（土曜日）までにもよりの保健所に提出すること。
- 2 履歴書（最終学歴及び養成施設入所後受験まで詳記すること。）
- 3 指定養成施設の終了証書の写又は卒業証明書
- 4 実地習練終了証明書の写
- 5 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 6 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）
- 7 実地試験のみの受験者にあつては、知事の発行し

た理容師又は美容師学科試験免除通知書又はその写（2及び3に掲げる書類は、省略することができ）

四 受験の方法

- 1 試験は、学科試験及び実地試験について行う。
- 2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受ることができない。
- 3 試験場に持参するもの
 - 1 学科試験
 - 1 受験通知書、筆記具、昼食及び上ばき
 - 2 実地試験
 - (イ) 理容師試験を受ける者
 - 1 受験通知書並びに白衣、調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品その他必要器具及び材料等
 - 2 美容師試験を受ける者
 - 1 受験通知書並びに白衣、パーマメントウェーブ施設上必要な器具（パーマメントミシン、ドライヤー）
 - 2 こんろ等の基礎的技術に必要な機械類を

除く。）材料、化粧、応急薬品その他必要器具及び材料等

(イ) 実地用モデルを同伴すること。ただし、美容のモデルは、年令十八才から三十才までの者であつて、いちぢるしく頭髪にくせのないものであること。

(ロ) 実地習練実施簿（習練期間中のもの全部）、実地習練票

六 その他

- 1 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、配達不能にならないため受験願書に住所及び氏名を明記すること。
- 2 試験について、不明の点がある場合は、もよりの保健所又は鳥取県厚生労働部衛生課に照会すること。

別記様式

理容師試験受験願書
美容師試験受験願書

（実地試験のみの受験者は、「実地」と朱書すること。）

本籍地

現住所（たれだれ方まで記入すること。）

氏名（ふりがなをつける）

年 月 日生

一 受験種別

右のとおり理容師（美容師）試験を受けたので、別紙関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

右 氏 名 印

鳥取県知事 石破 二郎 殿

<p>検定職種</p> <p>建築大工</p> <p>第一次試験 鳥取市、倉吉市、米子市</p> <p>第二次試験 鳥取市、倉吉市、米子市</p> <p>板金工</p> <p>第一次試験 鳥取市、倉吉市、米子市</p> <p>第二次試験 鳥取市、倉吉市、米子市</p>	<p>試験の区分及び試験の実施場所</p>
---	------------------------------

四 受検資格

1 次の各号の一に該当する者は、第一次試験を受けることができる。

（一）公共職業訓練修了者

イ 検定職種に関し、専門的な技能に関する公共職業訓練であつて、訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ二年及び三千六百時間であるものを修了した者で、その後三年以上の実務経験を有するもの

（二）認定職業訓練修了者

イ 検定職種に関し、訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ロ 検定職種に関し、基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを終了した者で、その後四年以上の実務経験を有するもの

（三）旧職業補導、旧技能者養成等の修了者

イ 検定職種に関し、旧公共職業補導所又は旧総合職業補導所の職業補導で訓練期間の基準が一年であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

<p>検定職種</p> <p>建築大工</p> <p>第一次試験 7 6 5 4 3 2 1 関製材材施規規 係料料工短 法強弱料法術 規図弱料法術</p> <p>第二次試験 実技 大工作業</p>	<p>試験科目</p> <p>第一次試験 実技要素 二 技能要素 1 建築構造</p> <p>第二次試験 実技 大工作業</p>
--	---

一 検定職種及び試験科目

試験は、次の検定職種について、第一次試験及び第二次試験に分け、それぞれ次の試験科目について行う。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年十月十三日

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十九条及び職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第百九十九号）第二条の規定により、昭和三十四年度の二級の技能検定の試験を次のとおり実施する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年十月十三日

<p>検定職種</p> <p>建築大工</p> <p>第一次試験 第二次試験</p> <p>板金工</p> <p>第一次試験 第二次試験</p>	<p>試験の区分</p> <p>第一次試験 第二次試験</p> <p>試験の実施期日</p> <p>昭和三十五年一月十日（日） 午前九時から午後五時まで 昭和三十五年二月二十五日（木） 午前九時から午後五時まで 昭和三十五年三月三十一日（木） 午前九時から午後五時まで 昭和三十五年三月三十一日（木） 午前九時から午後五時まで 指定する日</p>
---	---

三 試験の実施場所

<p>（建築板金作業のみ。以下単に「板金」と称する。）</p> <p>1 技能要素 2 学科 3 板金工作法 4 材料工法 安全作業法</p>	<p>実技 建築板金作業</p>
---	----------------------

二 試験の実施期日

□ 検定職種に關し、職業訓練法による改正前の労働基準法による技能者養成を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ハ 検定職種に關し、旧工場事業場技能者養成令（昭和十四年勅令第三百一十一号）による技能者の養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

四 実務経験者

検定職種に關して七年以上の実務経験を有する者

四 実務経験者

大学、短期大学又は旧専門学校の卒業者

イ 大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は外国の学校で大学と同等以上と認められるものにおいて検定職種に關する学科を修めて卒業した者

ロ 短期大学若しくは外国の学校で短期大学と同等以上と認められるもの又は旧専門学校令（明

治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において検定職種に關する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

内 高等学校、旧中学校等の卒業者

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校の専攻科において検定職種に關する学科を修めて修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは外国の学校で高等学校と同等以上と認められるもの又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校（修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上で国民学校の高等科を修了したこと又はこれと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。）において検定職種に關する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校の別科において検定職種に關する学科を修めて修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ニ 学校教育法による高等学校又は外国の学校で高等学校と同等以上と認められるものを卒業した者で検定職種に關しその後四年以上の実務の経験を有するもの

四 実務経験者

イ 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が指定するものにおいて検定職種に關する学科を修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの

ロ 労働大臣が別に定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 二級の技能検定の第一次試験に合格した者に限り、第二次試験を受けることができる。

五 試験の免除

次の各号に一に該当する者は、第一次試験のうち学科試験の免除を受けることができる。

一 職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導免許を受けた者で当該免許職種に相当する検定職種に技能検定を受けるもの

二 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級若しくは二級建築士又は一級建築士試験若しくは二級建築士試験に合格した者で検定職種建築大工の技能検定を受けるもの

（注） 今回は、第一次試験の全部又は第二次試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる該当者はない。

六 受験の申請等の手続

1 受験申請書類

(1) 第一次試験

イ 二級技能検定第一次試験申請書
ロ 第一次試験の一部（学科試験）の免除を受けようとする者については、当該免除を受ける資

格があることを証する書面
(2) 第二次試験

2 受験申請書等の提出先

第一次試験及び第二次試験の受験申請書等の提出先は、鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県厚生労働部職業安定課とすること。

3 受験申請書の受付期間

試験の区分	受 付 期 間
第一次試験	昭和三十四年十月二十一日から昭和三十四年十一月三十日まで
第二次試験	昭和三十五年二月五日から昭和三十五年二月二十日まで

4 受験申請等に関する注意

(1) 受験申請書の用紙は、鳥取県厚生労働部職業安定課で交付する。
郵送を求める場合には、十円切手をはつたあて、先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 受験申請書を郵送する場合には、書留郵便とし、封筒の表面に必ず「二級技能検定第〇次試験受験申請書在中」と朱書し、十円切手をはつたあて、先明記の返信用封筒(受験票送付用)を同封すること。

なお、郵送による受験申請書は、締切日までの消印のあるものに限り受け付ける。

七 検定手数料

1 手数料の額

検定職種	第一次試験の手数料	第二次試験の手数料
建築大工	四百円	千円
板金工	四百円	七百元

2 納付の方法

第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄に右の表に掲げる額の鳥取県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。

八 合格の通知

1 第一次試験の合格者に対する通知

第一次試験の合格者に対しては、昭和三十五年二月上旬に書面で通知する。

2 技能検定合格者に対する通知

技能検定に合格した者は、昭和三十五年五月上旬鳥取県公報に公告するほか、合格証明書を本人に交付する。

九 この技能検定の試験について不明の点は、鳥取県厚生労働部職業安定課に問い合わせること。